

我が国とブラジルの交流促進のための 査証免除に関する提言

平成 25 年 11 月

ブラジルとの更なる
交流促進を願う首長有志一同

我が国とブラジルの交流促進のための査証免除に関する提言について

我が国とブラジルの一層の交流促進のため、二国間において査証免除協定締結の実現、並びに当面の措置として、ブラジル人に対する観光、親族訪問等を目的とした短期滞在数次査証交付の早期導入、及び日本人に対する観光、親族訪問等を目的とした短期滞在数次査証の有効期間延長のブラジル政府への働きかけを別記のとおり提言いたします。

本提言は、三重県知事からの提案に賛同したブラジル連邦共和国と関係の深い自治体（ブラジルと姉妹提携を行っている自治体、ブラジル人在住者が多い自治体、近年ブラジルを訪問した自治体等）の首長有志にて、連名で提出いたします。

青森県知事	三村申吾	兵庫県知事	井戸敏三
岩手県知事	達増拓也	徳島県知事	飯泉嘉門
群馬県知事	大澤正明	香川県知事	浜田恵造
新潟県知事	泉田裕彦	沖縄県知事	仲井眞弘多
富山県知事	石井隆一	浜松市長	鈴木康友
山梨県知事	横内正明	大阪市長	橋下徹
長野県知事	阿部守一	津市長	前葉泰幸
岐阜県知事	古田肇	四日市市長	田中俊行
静岡県知事	川勝平太	鈴鹿市長	末松則子
三重県知事	鈴木英敬	伊賀市長	岡本栄
滋賀県知事	嘉田由紀子	熊野市長	河上敢二

別記 我が国とブラジルの交流促進のための査証免除に関する提言

既に世界では66ヶ国地域、中南米では12ヶ国が短期査証免除になっていますが、我が国とブラジルは自治体交流や企業進出も含めて多種多様なチャンネルにて交流があり、世界最大の日系人コミュニティ（約150万人）つまり「日本応援団」が存在するにもかかわらず、商用の数次査証が認められているだけという状況となっています。

国際的な政治経済において、益々存在感を増大させている新興国ブラジルを、我が国にとって真の重要なパートナーとして関係を深化させることは、今後の我が国の経済成長等において極めて有効であります。今後、ブラジルでの2014年サッカーW杯開催、2016年リオデジャネイロオリンピック開催、2020年サンパウロ万博開催等の「黄金の10年」を迎え、他国が南米最大のブラジルマーケットに急速に攻勢をかけることが予想される中、我が国が一層の交流促進を行い、需要を取り込むことが我が国経済全体や各地域社会の発展、我が国の成長戦略の一つである観光立国の推進など様々な方面に寄与し、大きな効果をもたらすことは必至であります。特に、先般、2020年オリンピックの東京開催が決定したところ、2016年開催国であるブラジルとの交流促進は、東京オリンピックの成功に貢献するものと考えます。

また、日系人の方々が、ふるさとに里帰りをしたい、あるいはその子弟のみなさんにも日本を知っていただいて日本のファンになってもらう、そのような草の根の絆が、我が国が行っているクールジャパン等にも通じるだけではなく、本来の国家安全保障や世界における我が国のプレゼンスの発揮につながるものと存じます。

このため、ブラジルに関係の深い我々より、下記のとおり連名で提言します。

記

< 提言事項 >

- 1 我が国とブラジルの一層の交流促進のため、二国間において査証免除協定締結の実現を図ること。
- 2 当面の措置として、ブラジル人に対する観光、親族訪問等を目的とした短期滞在数次査証交付の早期導入を実施すること（観光、親族訪問等の目的で日本に滞在する場合、一定の審査条件（収入等）を課したうえで、最低でも1年若しくは3年有効の短期滞在数次査証を交付）
また、日本人に対する観光、親族訪問等を目的とした短期滞在数次査証の有効期間を90日から3年に延長するようブラジル政府に働きかけること。
- 3 その上で、直近でタイやマレーシアに対して実施したように、短期滞在数次査証交付を1年間程度実施した後、ブラジルとの間で査証免除というステップへ進むこと。

1. 制度等の現状

- (1) 我が国・ブラジルとも渡航に際して査証が必要。ブラジル人に対しては、通常、一回限り・短期滞在最長 90 日の査証を発給し、一部のビジネスマンに対してのみ、最長 3 年の数次査証を発給。
- (2) 我が国は、中南米においてアルゼンチン、ウルグアイ、メキシコ等合計 12 カ国の国々と既に査証免除協定を締結済み(ただし査証取得勸奨措置の国あり)。世界全体では、2013 年 7 月 1 日時点で、既に 66 の国・地域に対して実施。
- (3) 既にブラジルは、英・仏・独のユーロ圏や韓国等とも短期滞在査証免除協定を締結済み(主要国では米国と我が国のみが査証を維持)。

【参考】米国の取組事例

ブラジル人の米国渡航熱は高まる一方で、2012 年はブラジル全体で約 150 万件的査証を発給。多くのブラジル人の目的地はフロリダ(ディズニーワールド)やニューヨークであり、多額の消費を行っている。

米国は査証政策でブラジルを最重要視。領事館増設の他、米国ではすでに 2010 年より 10 年有効の数次査証導入など最大限便宜。

2. 背景

- (1) 在日ブラジル人は約 19 万人(2011 年:国別 4 位)、ブラジルにおける在留邦人は 56,767 人(2011 年:国別 6 位)、GDP は 2 兆 3960 億ドル(2012 年:世界 7 位)で、ASEAN10 の合計より多い。2015 年には世界第 5 位になると予想される。ブラジルに進出する企業は約 370 社。
- (2) ブラジル人の海外観光需要は急速に拡大。ブラジル中央銀行のデータによると、本年初めから 4 か月間合計で 81 億米ドルを海外旅行に消費。アジア圏においても日・中・韓への周遊型旅行や大型クルーズ船を利用した滞在型旅行が増加傾向。ブラジルから我が国への観光客は 2012 年に約 3.2 万人、全世界でタイに次ぐ対前年比伸び率 74%。我が国への観光需要の潜在力を示すものであり、2016 年までにインバウンド 1,800 万人という「観光立国」目標達成に向けて極めて重要なマーケット。なお、サンパウロにおいては、昨年サッカー・トヨタカップにコリンチャンスが出場したことを契機に過去最高の 18,150 件の査証を発給。
- (3) 日系人は約 150 万人で世界最大。しかしながら、日本語を話せる日系 1 世が高齢化しつつあり、2 世、3 世、現在は 6 世まで続く中で日本語を話せる層が少なくなっており、交流促進のための基盤づくりを早急に行う必要がある。
- (4) 日系人マーケットを中心にブラジル国内において、日本の文化等に関する関心や憧れは極めて高く、サンパウロだけでも約 600 軒の日本食レストランがある。クールジャパン推進や農林水産物輸出 1 兆円実現の観点からも、中間所得層がこの数年で

約1億人に達することからも、即座に行動を起こす必要がある。

- (5) ブラジルの地方自治体と姉妹提携等を締結している自治体は57。現在各自治体からのブラジル移民の周年行事がラッシュを迎えている。(例：本年7月8月における自治体首長等のサンパウロ州訪問数は15件。)

3. 提案

- (1) ブラジルにおける日系社会、日系企業にとって、ブラジルとの査証免除協定締結は長年の悲願である。また、上記のような状況を鑑みれば、他国に対して実施している査証免除協定の締結は、一層の相互交流を実現するための基本として当然に不可欠である。したがって、日本・ブラジル間における査証免除協定締結実現を明確な目標として設定し、政府首脳による対外的な表明を早期に行うべき。
- (2) 他方、査証は相互主義であり二国間の合意が必要であることやこれまでの経緯や配慮すべき課題等もあり、実現に向けて一定の期間を有することから、当面の措置として、ブラジル人に対し、短期滞在数次査証交付を早期導入する。具体的には、観光、親族訪問等の目的で日本に滞在する場合、一定の審査条件(収入等)を課した上で、最低でも1年若しくは3年有効の短期滞在数次査証を交付する。また、日本人に対する観光、親族訪問等を目的とした短期滞在数次査証の有効期間を90日から3年に延長するようブラジル政府に働きかける。その上で、直近でタイやマレーシアに対して実施したように、短期滞在数次査証交付を1年程度実施後、査証免除というステップへ進むという手法をとることは、極めて有益かつ現実的であり、今後の日本・ブラジル関係に大きなインパクトを与える。

【参考】東南アジア等での査証免除への動き

マレーシア

元々査証免除国であったが、諸般の事情(不法残留者の増加)等で1993年以降「査証取得勧奨措置」を実施。その後、ASEAN諸国への査証緩和策の一環として2012年9月1日から試験的な一般短期数次査証(15日・3年)を導入後、2013年7月1日より査証免除措置を再開。

タイ

2012年6月1日からの一般数次査証発給(15日・3年)を経て、2013年7月1日から査証免除措置を実施。

アジアにおける査証免除等の状況

査証免除 (原則90日以内、タイのみ15日以内)

韓国,台湾,香港,マカオ,シンガポール,ブルネイ,マレーシア,タイ
短期観光数次査証導入国

インドネシア(30日以内、最長3年)、フィリピン(15日以内、最長3年)、
ベトナム(15日以内、最長3年)

【参考】 国籍・地域別検挙状況（平成 24 年度）

（総検挙人数）

	刑法犯	特別法犯	来日外国人 総検挙人数 (A)	短期滞在 入国者数(B) (1)	在留 外国人数(C) (2)	犯罪率（試算） (A/B+C)(3)
総数	5,423	3,726	9,149	7,246,095	1,220,909	0.10%
1 中国	2,160	1,559	3,719	943,272	480,558	0.26%
2 韓国	513	494	1,007	1,876,182	124,746	0.05%
3 フィリピン	408	381	789	57,494	101,168	0.49%
4 ベトナム	510	151	661	24,699	41,470	0.99%
5 ブラジル	438	161	599	28,411	75,448	0.57%
6 ペルー	193	63	256	1,659	14,781	1.55%
7 タイ	78	154	232	235,108	33,134	0.08%
8 アメリカ	121	65	186	644,413	55,731	0.02%
9 スリランカ	49	68	117	5,692	7,257	0.90%
10 他国	64	36	100	2,990	21,964	0.40%
その他	889	594	1,483		-	-

1 短期滞入国者数は、入国外国人のうち在留資格が 15 日以内及び 90 日以内の合計。

2 在留外国人数は、在留資格のうち、定着居住者（永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者）を除く。

3 犯罪率は小数点第 2 位以下切り捨て。

1、 2 とも、韓国には朝鮮を含む

「来日外国人」とは、我が国に存在する外国人のうち、いわゆる定着居住者（永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者）、在日米軍関係者及び在留資格不明者を除いた者をいう。

「特別法犯」とは、刑法犯以外の犯罪。道路交通法違反、覚せい剤取締法違反、売春防止法違反など。

【参考】 国籍別検挙人数の推移（平成 14 年度と平成 24 年度）

（刑法犯、人数）

	H14	H24	増減数	増減率
総数	7,690	5,423	-2,267	-29.5%
1 中国	3,503	2,160	-1,343	-38.3%
2 韓国	472	513	41	8.7%
3 ベトナム	583	510	-73	-12.5%
4 ブラジル	952	438	-514	-54.0%
5 フィリピン	294	408	114	38.8%
6 ペルー	327	193	-134	-41.0%
7 アメリカ	128	121	-7	-5.5%
その他	1,431	1,080	-351	-24.5%

（特別法犯、人数）

	H14	H24	増減数	増減率
総数	8,522	3,726	-4,796	-56.3%
1 中国	2,984	1,559	-1,425	-47.8%
2 韓国	1,265	494	-771	-60.9%
3 フィリピン	776	381	-395	-50.9%
4 ブラジル	234	161	-73	-31.2%
5 タイ	551	154	-397	-72.1%
6 ベトナム	90	151	61	67.8%
7 スリランカ	128	68	-60	-46.9%
その他	2,494	758	-1,736	-69.6%

出典は、検挙状況は、「来日外国人犯罪の検挙状況（平成 24 年度）」警察庁刑事局組織犯罪対策部発行。入国者数、在留外国人数は法務省出入国管理統計。